

【別紙 8】

災害時における区の応急対策活動への協力に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、令和●年4月1日付け甲と乙とで締結した協定書第●●条第●項に基づき、区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲の応急対策活動への乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙が管理する梅若橋コミュニティ会館（墨田区堤通二丁目9番1号）を地域住民のための一時避難場所として使用することについて、乙に要請することができる。

（対象とする施設）

第3条 前条の規定による要請に基づき、甲が使用できる施設は、1階の体育室及び和室、2階の多目的室、グループ室及び遊戯室等とする。

（一時避難場所の管理運営）

第4条 一時避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、一時避難場所の管理運営について、可能な限り甲に協力するものとする。

（協力活動）

第5条 乙は、第2条の規定による要請があった場合は、本来業務である施設利用者の安全確保及び施設の維持管理を図った後、可能な限りその要請に協力するものとする。

（要請手続）

第6条 甲は、第2条の規定により要請するときは、日時、業務内容、場所等必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により要請し、後日、速やかに文書送付するものとする。

（使用期間）

第7条 甲が第2条の規定に基づき梅若橋コミュニティ会館を使用することができる期間は、避難者を受け入れた日から7日以内とする。ただし、災害の状況を踏まえ、甲乙協議の上、乙が承諾した場合は、乙が認める期間に限り使用期間を延長することができる。

（一時避難場所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常の施設利用を再開できるよう配慮するとともに、当該一時避難場所の早期解消に努めるものとする。

（費用負担）

第9条 甲の応急対策活動への協力のために乙が要した費用は、甲が負担するものとする。なお、その金額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

【別紙 8】

(費用請求)

第 10 条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙から請求があった場合には速やかに支払うものとする。

(原状復帰)

第 11 条 甲は、一時避難場所を閉鎖する際は、当該施設を甲の費用負担のもと原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(従事者の損害補償)

第 12 条 甲は、乙の従業員又はその委託を受けた管理者若しくはその従業員が、甲の要請に基づき梅若橋コミュニティ会館の使用に関する業務に従事したことにより、死亡、負傷、若しくは病気にかかり、又はその業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により、負傷し、若しくは病気にかかったとき、又は負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年墨田区条例第 13 号）の規定に基づき、その損害を補償する。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、この協定に基づき区民等に一時避難場所として提供した梅若橋コミュニティ会館の設備等に損害が生じた場合は、原則として、損害を及ぼした者に対し賠償の請求を行うものとする。ただし、損害を及ぼした者に賠償能力がない場合又は損害を及ぼした者を特定することができない場合には、甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故に係る責任)

第 14 条 甲の要請に基づき、乙が区民等に一時避難場所を提供した際に発生した区民等の死傷等の事故については、次に掲げる場合を除き、甲がその責めを負うものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由がある場合
- (2) 当該事故が避難者本人の責めに帰すべき事由がある場合
- (3) 当該事故が第三者の行為による場合であって、当該第三者にその責めを負わせることができないものであるとき。
- (4) 当該事故が災害を起因とするものである場合

(有効期間)

第 15 条 本協定の有効期間は、指定期間終了時までとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項やこの協定に関し生じた疑義については、甲乙が誠意をもって協議の上、速やかに決定する。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

【別紙 8】

令和〇年〇月〇日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区
代表者 墨田区長 山本 亨

乙　東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
 　　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 　代表者　〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 　代表取締役　〇〇〇〇